

令和8年度 第3回 常設審議委員会 次第

【メモ】

開催会場 第二水産ビル 4階 4S会議室

開催月日 令和 8年 6月24日(水)

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名者指名

4 諮問・意見聴取

1) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について

5 報 告

1) 令和8年度 北海道選出国會議員要請集会の開催結果について

2) 農林水産省経営局農地政策課との協議結果について

3) 農林関係税制要望の提出について

4) 南米5か国メルコスールとのEPA交渉について

6 協 議

1) 令和9年度 北海道選出国會議員要請集会の開催日程について

7 そ の 他

8 閉 会

次回 令和8年度第4回常設審議委員会は、令和 8年 7月17日(金曜日)

開会時間は、13:30です。※ 開催時間を変更する可能性があります。

場所は、第二水産ビル 4階 4S会議室です。(予定)

※ 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、開催日を期日とした書面開催を行う場合があります。

令和8年度 北海道選出国會議員要請集会の開催結果について

開催月日 令和8年6月1日(月)

与党 13:00~15:00

野党 15:40~16:30

開催会場 星稜会館 2階 ホール

東京都千代田区永田町2丁目16-2

出席者 202名(事務局含む)

【与党】(入場順)

出席議員

1	高橋 はるみ	自由民主党	参議院議員	北海道選挙区
2	船橋 利実	自由民主党	参議院議員	北海道選挙区
3	武部 新	自由民主党	衆議院議員	12区(林・叻・宗谷)
4	東野 秀樹	自由民主党	参議院議員	比例
5	伊東 良孝	自由民主党	衆議院議員	比例
6	高橋 佑介	自由民主党	衆議院議員	2区(北・東)
7	松下 英樹	自由民主党	衆議院議員	9区(胆振・日高)
8	村木 汀	自由民主党	衆議院議員	比例
9	和田 義明	自由民主党	衆議院議員	5区(厚別・石狩)
10	岩本 剛人	自由民主党	参議院議員	北海道選挙区
11	鈴木 貴子	自由民主党	衆議院議員	7区(釧路・根室)
12	東 国幹	自由民主党	衆議院議員	6区(上川)
13	吉田 有理	自由民主党	衆議院議員	比例
14	高木 宏壽	自由民主党	衆議院議員	3区(白石・豊平・清田)

秘書対応

1	鈴木 宗男	自由民主党	参議院議員	比例
2	渡辺 孝一	自由民主党	衆議院議員	比例
3	加藤 貴弘	自由民主党	衆議院議員	1区(中央・南・西)
4	中川 紘一	自由民主党	衆議院議員	11区(十勝)
5	中村 裕之	自由民主党	衆議院議員	4区(後志・西・手稲・石狩市)
6	橋本 聖子	自由民主党	参議院議員	比例
7	長谷川 岳	自由民主党	参議院議員	北海道選挙区

欠席議員

1	向山 淳	自由民主党	衆議院議員	8区(渡島・檜山)
---	------	-------	-------	-----------

令和8年度 北海道選出国會議員要請集会の開催結果について

【 野党 】 (入場順)

出席議員

1	徳 永 工 里	立憲民主党	参議院議員	北海道選挙区
2	横 山 信 一	公明党	参議院議員	比 例
3	佐 藤 英 道	中道改革連合	衆議院議員	比 例
4	神 谷 裕	中道改革連合	衆議院議員	10区 (空知・留萌)
5	白 木 秀 剛	国民民主党	衆議院議員	比 例
6	山 岡 達 丸	中道改革連合	衆議院議員	比 例

秘書対応

1	浮 島 智 子	中道改革連合	衆議院議員	比 例
2	岸 真紀子	立憲民主党	参議院議員	比 例

欠席議員

1	勝 部 賢 志	立憲民主党	参議院議員	北海道選挙区
---	---------	-------	-------	--------

本人出席	与党 14名
	野党 6名
	合計 20名

秘書出席	与党 7名
	野党 2名
	合計 9名

欠席	与党 1名
	野党 1名
	合計 2名

令和9年度農林関係税制改正に関する要望について

【各農業委員会からの要望】

No	市町村	要望内容	法律	期限	備考
1	羽幌町	譲渡所得の800万円特別控除 譲渡所得の1,500万円特別控除 登録免許税の税率低減 不動産所得税の課税基準の1/3控除	措法34の3② 措法34の2② 措置法77 地法附11①	恒久 恒久 10.03.31 09.03.31	軽減・期限 取得税
2	初山別村	農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例の継続	地法附11①	09.03.31	1に4つ目と同じ内容
3	富良野市	特例措置の継続	措法77 地法附11①	10.03.31 09.03.31	1・2と同じ内容
4	北斗市	現行制度の継続を要望する。			
5	北見第一	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例について、中古農業用機械についても対象とすること	措法24の2 措法24の3 措法61の2 措法61の3		
6	北見第一	農業経営基盤強化準備金の積立残高がある状態で、個人に対して経営継承する場合、積立てた準備金をそのまま引き継ぐことができるよう制度の改正を求める。	措法24の2 措法24の3		
7	北見第一	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例措置の延長	措法24の2 措法24の3 措法61の2 措法61の3	09.03.31	
8	北見第一	農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の延長	地法附11①	09.03.31	1・2・3と同じ内容

9	北見第一	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は減額の特別控除〈中小企業投資促進税制〉の延長	措法 10 の 3 措法 42 の 6	09.03.31	
10	北見第一	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除〈中小企業経営強化税制〉の延長及び国が対象設備に関する情報を一括管理し、証明書の提出を省略するといった申請手続きの簡素化	措法 10 の 5 の 3 措法 42 の 12 の 4	09.03.31	
11	北見第二	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例については、中古農業用機械、フォークリフト、トラック、また土地改良事業全般の対象資産とすること。	措法 24 の 2 措法 24 の 3 措法 61 の 2 措法 61 の 3		
12	北見第二	中小企業経営強化税制（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除）の申請にあたり、所要の手続きの簡素化を求める。	措法 10 の 5 の 3 措法 42 の 12 の 4	09.03.31	10 と同じ内容
13	北見第二	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例措置の延長	措法 24 の 2 措法 24 の 3 措法 61 の 2 措法 61 の 3	09.03.31	7 と同じ内容
14	北見第二	農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置の延長	地法附 11①	09.03.31	1・2・3・8 と同じ内容
15	千歳市	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例の期間延長	措法 24 の 2 措法 24 の 3 措法 61 の 2 措法 61 の 3	09.03.31	7・13 と同じ内容
16	千歳市	農用地利用集積等促進計画に基づき農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減の期間延長	措法 77	10.03.31	

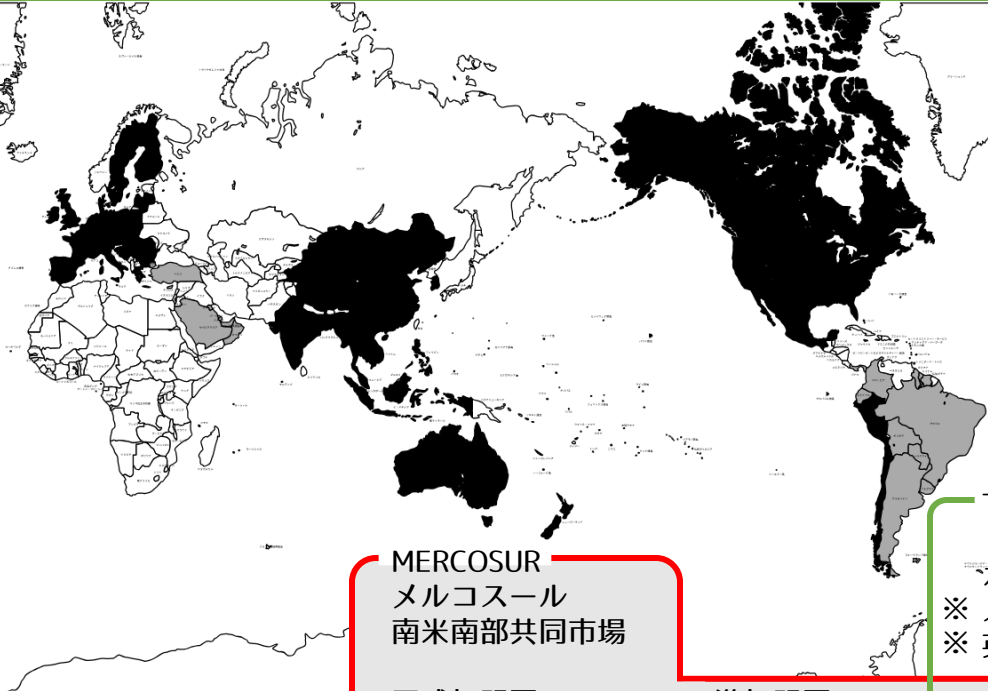
17	千歳市	農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例の期間延長	地法附 11①		1・2・3・8・14 と同じ内容
18	千歳市	軽油取引税の課税免除の特例の期間延長	地法附 12 の 2 の 7	09.03.31	
19	札幌市	納税猶予を受けている農地等について、市民農園として供する場合は、相続税・贈与税納税猶予制度に特例措置を講じ、猶予の継続を図ること。	措法 70 の 4 措法 70 の 6		
20	札幌市	農業者などが所有する農地を農地保有の合理化等のために譲渡した場合の特別控除額を引き上げること (現行 800 万円を 1500 万円に)	措法 34 の 3② 措法 65 の 5①		
21	せたな町	農用地利用集積等促進計画に基づき農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減	措法 77	10.03.31	
22	別海町	農地を地域の担い手へ集積(売買)した場合、譲渡所得税の特別控除額を居住用財産の譲渡所得税特例と同額の 3,000 万円に引き上げること。	措法 34 措法 34 の 2 措法 34 の 3 措法 65 の 3 措法 65 の 4 措法 65 の 5		
23	別海町	贈与税納税猶予により生前一括贈与を受けている農地について、10 年以上営農を継続した場合は、農業後継者の育成等の主目的を達成しているものとみなし、譲渡した場合に納付すべき利子税を免除すること。	措法 70 の 4 措法 70 の 4 の 2 措法 70 の 5 措法 70 の 6 措法 70 の 8		

【 要望事項として、全国農業会議所へ報告した要望内容 】

No	市町村	要望内容	法律	期限	備考
1	羽幌町 初山別村 富良野市 北見第一 北見第二 千歳市	農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例の継続	地法附 11①	09.03.31	
2	北見第一	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例について、中古農業用機械についても対象とすること	措法 24 の 2 措法 24 の 3 措法 61 の 2 措法 61 の 3		
3	北見第一	農業経営基盤強化準備金の積立残高がある状態で、個人に対して経営継承する場合、積立てた準備金をそのまま引き継ぐことができるよう制度の改正を求める。	措法 24 の 2 措法 24 の 3		
4	北見第一 北見第二 千歳市	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例措置の延長	措法 24 の 2 措法 24 の 3 措法 61 の 2 措法 61 の 3	09.03.31	
5	北見第一	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は減額の特別控除〈中小企業投資促進税制〉の延長	措法 10 の 3 措法 42 の 6	09.03.31	
6	北見第一	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除〈中小企業経営強化税制〉の延長及び国が対象設備に関する情報を一括管理し、証明書の提出を省略するといった申請手続きの簡素化	措法 10 の 5 の 3 措法 42 の 12 の 4	09.03.31	

7	北見第二	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例については、中古農業用機械、フォークリフト、トラック、また土地改良事業全般の対象資産とすること。	措法 24 の 2 措法 24 の 3 措法 61 の 2 措法 61 の 3		
8	千歳市	軽油引取税の課税免除の特例の期間延長	地法附 12 の 2 の 7	09.03.31	
9	札幌市	納税猶予を受けている農地等について、市民農園として供する場合は、相続税・贈与税納税猶予制度に特例措置を講じ、猶予の継続を図ること。	措法 70 の 4 措法 70 の 6		
10	札幌市	農業者などが所有する農地を農地保有の合理化等のために譲渡した場合の特別控除額を引き上げること (現行 800 万円を 1500 万円に)	措法 34 の 3② 措法 65 の 5①		
11	別海町	農地を地域の担い手へ集積(売買)した場合、譲渡所得税の特別控除額を居住用財産の譲渡所得税特例と同額の 3,000 万円に引き上げること。	措法 34 措法 34 の 2 措法 34 の 3 措法 65 の 3 措法 65 の 4 措法 65 の 5		
12	別海町	贈与税納税猶予により生前一括贈与を受けている農地について、10 年以上営農を継続した場合は、農業後継者の育成等の主目的を達成しているものとみなし、譲渡した場合に納付すべき利子税を免除すること。	措法 70 の 4 措法 70 の 4 の 2 措法 70 の 5 措法 70 の 6 措法 70 の 8		

MERCOSUR（メルコスール：南米南部共同市場）とのEPA交渉について



MERCOSUR
メルコスール
南米南部共同市場

正式加盟国
ブラジル
アルゼンチン
ウルグアイ
パラグアイ
ボリビア

準加盟国
コロンビア
エクアドル
ガイアナ
パナマ
スリナム

※ チリ
※ ペルー

TPP
カナダ
※ メキシコ
※ 英国

RCEP
中国
韓国

ASEAN
カンボジア
インドネシア
ラオス
ミャンマー
※ フィリピン
※ タイ
※ フルネイ
※ マレーシア
※ シンガポール
※ ベトナム
※ オーストラリア
ニュージーランド

加入申請中
中国
台湾

二国間EPA
インド
モンゴル
スイス
バングラディッシュ
日米貿易協定
※ 印の国

交渉中
トルコ
コロンビア
日中韓FTA
GCC（湾岸協力理事会）
・バーレーン
・クウェート
・オマーン
・カタール
・サウジアラビア
・アラブ首長国連邦（UAE）
UAE

日EU・EPA

アイルランド	ギリシャ	チェコ	ブルガリア	リトアニア
イタリア	クロアチア	デンマーク	ベルギー	ルーマニア
エストニア	スウェーデン	ドイツ	ポーランド	ルクセンブルク
オーストリア	スペイン	ハンガリー	ポルトガル	
オランダ	スロバキア	フィンランド	マルタ	
キプロス	スロベニア	フランス	ラトビア	

MERCOSUR（メルコスール：南米南部共同市場）とのEPA交渉について



メルコスール（南米南部共同市場）

正式加盟国

- ブラジル
- アルゼンチン
- ウルグアイ
- パラグアイ
- ポリビア

準加盟国

- チリ
- コロンビア
- エクアドル
- ガイアナ
- パナマ
- ペルー
- スリナム

資格停止

- ベネズエラ
 - ※ 民主主義的秩序の欠如と加盟義務の不履行により平成28年（2016）に資格停止

- 平成7年（1995）に発足
- 自動車・自動車部品・砂糖以外は、地域内関税を原則ゼロとしている経済圏
 - ※ 国ごとに保護品目が認められている。

主な資源

- ・大豆
- ・トウモロコシ
- ・牛肉
- ・鶏肉
- ・リチウム
- ・鉄鉱石
- ・レアメタル
- ・グリーン水素
- ・バイオ燃料

リチウム
リチウム・トライアングル（アルゼンチン・ポリビア・チリ）
世界のリチウム埋蔵量の大部分が集中

鉄鉱石
ブラジル：世界最高水準の品質を誇る鉄鉱石の産出国

レアメタル・原油
ブラジルなど

グリーン水素
再生可能エネルギー由来の水素の製造ポテンシャルが高い

バイオ燃料
ブラジル：バイオエタノールなどの次世代のエネルギー資源の製造

大豆・トウモロコシ
ブラジル・アルゼンチン：世界最大級の輸出力

鶏肉
国産60～65%、輸入35～40%
ブラジル産は、輸入の70%（国内シェア24.5～28%）

牛肉
国産40%前後 輸入60%前後
オーストラリア・アメリカで輸入の90%
南米は、メキシコが2%程度、ブラジルはほぼ0%

プラス面

① 自動車・機械輸出

- ・南米は自動車に関する関税が高いことで知られている。

② 資源・食料の安定調達

- ・大豆、とうもろこし、牛肉、鶏肉、鉄鉱石、リチウム、バイオ燃料、原油
- ・食料安全保障・脱中国依存・電池原料確保

③ コスト抑制

- ・安価な飼料の輸入による畜産コストの低減

マイナス面

① 牛肉への影響

- ・南米の牛肉の特徴
超大規模牧場、安価な飼料、広大な土地、人件費の安さ
生産コストが非常に低い
ブラジル産は、世界最強クラスの価格競争力

② 鶏肉への影響

- ・日本が輸入している鶏肉の70%が既にブラジル産
- ・国産比率は、65%程度
- ・国産よりも安価な鶏肉が既に輸入されていることから考えると大きな影響とはならない可能性も

③ 砂糖（ビートへの影響）

- ・ブラジルはサトウキビ超大国
- ・輪作体系への影響
- ・メルコスール内でも砂糖は例外となっているので、マイナス要因とならない可能性も

④ 大豆

- ・そもそも日本の大豆の自給率は7%しかないなので、おそらく影響はないと思われるが、農業政策では、麦・大豆の増産を目指しているので、支障となる可能性はある。

⑤ 乳製品

- ・生産コストが非常に低い

日本とメルコスールとの

EPA (経済連携協定)って何？

日本とメルコスール(南米5か国:ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、(ボリビア*))が、モノやサービス、投資の自由化などを進めるための協定だよ！



メルコスールって？ 南米南部の大きな経済圏！



※ボリビアは加盟手続き中

EPAが実現すると、どう変わる？(例)

<p>今より日本から南米へ売りやすくなるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車・自動車部品 建設機械 電機製品 化学製品・医薬品 など 	<p>南米から日本へ入ってきやすくなるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 牛肉・鶏肉 大豆・とうもろこし 砂糖・エタノール 鉄鉱石・鉱物資源 など
---	---

チャンスが

まとめ

日本とメルコスールのEPAは、経済成長や資源確保のチャンスがある一方、日本の農業や食料安全保障にとって大きな課題もあるよ。

大事なのは、メリットを活かしつつ、デメリットへの対策をしっかり行うこと！



うまく活用すれば、日本の未来につながる大きな一歩になるね！

メリット (日本にとってのプラス面)

1 輸出拡大で日本企業がもうかる！

自動車や機械、部品などの関税が下がることで、日本企業の競争力がアップ！南米での販売増加が期待できるよ！



2 資源・食料を安定して確保！

大豆、とうもろこし、牛肉、鉄鉱石、リチウムなど日本にとって必要な資源や食料を安く安定的に調達しやすくなるよ！



3 消費者にとってメリット！

安い輸入品が増えることで、食料や生活必需品の価格が下がるかも！選べる商品も増えるよ！



4 南米との関係強化！

経済だけでなく、インフラや環境、エネルギー分野など様々な分野で協力が進み、日本の国際的な存在感も高まるよ！



デメリット (日本にとってのマイナス面)

1 農業への大きな影響

安い牛肉や鶏肉、大豆などが大量に入ってくると、日本の農家は価格競争で苦しくなるよ…特に畜産や大豆農家への影響が大きい！



2 食料自給率の低下リスク

輸入に頼りすぎると、有事や自然災害、南米の不作・政情不安が起きたときに食料が入らなくなるリスクが高まるよ…



3 地域・経営の二極化が進む

大規模農家は生き残れても、小さな農家は厳しくなり、地域の農業や中山間地の活力が低下する心配があるよ。



4 環境や持続可能性の課題

南米での大規模農業拡大が森林破壊や温室効果ガス増加につながる可能性も…環境面のルールづくりが重要！



デメリットへの主な対策(例)

① 農家の支援強化

経営の安定化や所得補償、技術支援などをしっかり行う！



② 農業の体質強化

大規模化・スマート農業・高付加価値化で競争力を高める！



③ 食料安全保障の確保

備蓄の拡充や国産飼料の利用、調達先の多様化を進める！



④ 環境・持続可能性のルールづくり

森林保全や人権、環境に配慮したルールをしっかりと設ける！



令和9年度 北海道選出国會議員要請集会の開催日程について

【 令和9年度 全国農業委員会会長代表者集会 】

開催日時 令和 9年 5月26日(水) 13:00～

開催場所 文京シビックホール

所在地 東京都文京区春日1丁目16番21号

星稜会館ホール 空き状況

月	5月				
	24日(月)	25日(火)	26日(水)	27日(木)	28日(金)
AM	—	×	×	○	—
PM	—	×	×	○	—
夜間	—	×	×	—	—

【 令和9年度 北海道選出国會議員要請集会 】

開催日時 令和 9年 5月27日(木) 13:00～

開催場所 星稜会館 2階 ホール

所在地 東京都千代田区永田町2-16-2

5月27日 AM 会場設営作業
 5月27日 13:00～ 与党向け要請集会
 5月27日 15:00前後 野党向け要請集会
 5月27日 16:45～ 会場撤収作業